

会報

# 新国

No. 180

令和6年3月



埼玉土地家屋調査士会

## 土地家屋調査士倫理綱領

1. 使命  
不動産に係る権利の明確化を期し、国民の信頼に応える。
2. 公正  
品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行う。
3. 研鑽  
専門分野の知識と技術の向上を図る。

表紙写真・・・『初日の出』

所沢支部 武田 義彦会員

元旦に撮影した伊豆白浜神社、大明神岩の赤鳥居 初日の出の風景です。

波音が聞こえる中で赤鳥居の中から一直線に伸びる太陽の光が力強く照らしておりお気に入りの一枚です。

さいたま地方法務局 局長 宮城 安 .....	2
埼玉土地家屋調査士会	
会長 高橋 修 .....	4
埼玉土地家屋調査士政治連盟	
会長 関根 一三 .....	6
公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会	
代表理事 加藤 実 .....	7
埼玉青調会 代表 飯野小百合 .....	9
あおい総合法律事務所	
顧問弁護士 平岡 直也 .....	11
荒川法律事務所	
顧問弁護士 出井 宏幸 .....	13
高野税務会計事務所	
顧問税理士 高野 久芳 .....	14
上尾支部 山口 光男 .....	16
飯能支部長 天野 秀之 .....	17
東松山支部長 花輪 直人 .....	18
新入会員の抱負 .....	20
会員の動静 .....	22
ヨッチャン、キーボードを買う	
広報事業理事 春日部支部 遠藤 義明 .....	25
編集後記 .....	28



## 御挨拶

さいたま地方法務局 局長 宮城 安

埼玉土地家屋調査士会及び会員の皆様方には、日頃から、法務行政の適正かつ円滑な運営につきまして、特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今日の複雑・高度化した社会経済にあって、不動産の表示に関する登記の申請の代理業務等を担われている土地家屋調査士の皆様の役割は、ますますその重要性を増し、国民の皆様からも大きな期待が寄せられているところです。これは、貴会及び会員の皆様が、長年にわたり、その職責の重要性を深く認識され、公正かつ誠実に業務を遂行してこられたからであり、改めて敬意を表する次第です。

昨年を振り返りますと、侍ジャパンのWBC優勝、北口榛花選手の世界陸上日本女子フィールド種目初の金メダル、藤井聡太棋士の史上初の八冠制覇、大谷翔平選手のホームラン王獲得やMVP受賞など、人々を熱狂させ勇気付けるような明るいニュースが多くありました。今年も引き続き、多くの明るいニュースが飛び込んでくることを期待したいものです。

また、昨年5月8日には、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが「5類感染症」に変更され、国のコロナ対策は大きな節目を迎えました。

当局としましては、登記手続のオンライン申請の利用促進は、新型コロナウイルスなどの感染症対策として有効であるだけでなく、適正迅速な事務処理の実現による行政サービスの向上につながるものと考えております。表示登記については、いわゆる「調査士報告方式」が導入

され、皆様方の利便に資するものとなっておりますので、これまでにオンライン申請を利用されていない会員の皆様におかれましては、是非ともオンライン申請を積極的に利用していただき、引き続き、オンライン申請の利用促進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、法務局におきましては、これまで所有者不明土地対策として様々な取組を行ってきたところ、昨年4月27日には「相続土地国庫帰属法」が施行されました。同制度については、全国各局において、相談開始から約6か月間で1万4千件を超える相談が寄せられるなど、国民の関心の高さがうかがわれます。そして、いよいよ本年4月1日には相続登記の申請義務化が開始されます。同義務化が国民生活に与える影響はこれまで以上のものであり、今後、その認知度を更に高めていく必要があります。土地家屋調査士の皆様方におかれましては、引き続き、御支援、御協力をお願いいたします。

また、筆界特定制度につきましては、当局においても高水準の申請数が続いており、この制度に対する国民の期待と信頼の高さがうかがわれます。筆界に関する専門的知識を有する会員の皆様には、筆界調査委員として、また、申請手続の代理人として御尽力いただいております。皆様の御協力のお陰をもちまして、着実に処理が進んでいます。本制度については、国の地理空間情報活用推進会議の「G空間行動プラン」において、「適正かつ迅速に筆界特定を行い、地

籍の明確化を推進」することが目標として掲げられておりますので、引き続き、御支援、御協力をお願いいたします。

最後に、窓口対応時間の導入についてです。法務局では、職員の働き方改革の更なる推進を図るため、窓口の利用時間を職員の勤務時間より短縮することについて国民一般に協力を求める取組として、窓口対応時間を午前9時から午後5時までと設定し、その運用を本年1月4日から開始しています。この取扱いは、利用者の方に対する任意の協力要請という位置付けで行っているものでありますが、本取組の趣旨に鑑み、御協力を賜りたくお願い申し上げます。

今後、法務局としましては、重要課題として取り組んでいる登記所備付地図の整備や各種施策を着実に実施するとともに、高度情報化社会に対応した不動産の表示に関する登記の充実を図り、国民の皆様の要請と期待に応えてまいりたいと考えておりますので、引き続きの御支援と御協力をお願いいたします。

結びに、埼玉土地家屋調査士会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝、御活躍、御多幸を心から祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。





## 会長対談

埼玉土地家屋調査士会 会長 高橋 修

広報事業部：「本日はお忙しい中、広報事業部にインタビューの機会をいただきありがとうございます。早速ではございますが、いくつかご質問をさせていただきます。土地家屋調査士の職業が年月を経てどのように進化してきたかについて、どのようにお考えですか？」

会長：「私たちの土地家屋調査士制度は、過去数十年にわたり、大きな変遷を遂げてきました。元々は税務署の調査員の制度がルーツと言われています。初めは、土地や建物の測量、登記に関連する単純な業務が中心でしたが、今日では、不動産登記、境界の確定など、より複雑で多様な業務を担っています。特に、デジタル技術の進展は、私たちの業務に大きな影響を与えており、作業の精度と効率を飛躍的に向上させています。しかし、この技術の進化に伴い、常に新しい知識と技術を習得し続ける必要があるため、プロフェッショナルとしての自覚と自己研鑽は絶え間なく続けてゆかなければなりません。」

広報事業部：「日本の土地家屋調査士が現在直面している課題は何ですか？また、埼玉土地家屋調査士会はこれ

らの課題にどのように対処していますか？」

会長：「一つは、一般市民とのコミュニケーションの改善が挙げられます。土地家屋調査士の業務は非常に専門的であり、その重要性や役割を市民に理解してもらうことが難しいのです。この問題に対処するために、私たちは定期的に研修会を開催し、会員が最新の知識を身につけることができるよう努めています。」

広報事業部：「土地家屋調査士は、絶えず変化する日本の不動産市場にどのように貢献していますか？」

会長：「私たちは、不動産の取引を法的側面と測量という技術者目線で支える専門家と言えます。不動産市場は常に変動しており、新しい法律や規制が導入されることがあります。私たちは、これらの新しい動向を敏感に捉え、顧客に適切なアドバイスを提供することで、市場の公正性を保つことに貢献しています。また、不動産に関する各種問題解決においても重要な役割を果たしており、土地の境界問題や所有権界の争いなど、複雑なケースに対応しています。これら



の業務を通じて、私たちは不動産の安定した取引に寄与しています。」

広報事業部：「土地家屋調査士の役割に対する一般の認識や理解を高めるために、どのような戦略を実施していますか？」

会長：「まず土地家屋調査士の存在をより広く知ってもらうため、私たちは市民への啓発活動を積極的に行っています。例えば、無料法律相談や学校での出前授業を通じて、私たちの仕事を広めることに力を入れています。また、常に法律や規制の変更に迅速に対応することも、私たちの大きな課題です。このような活動を通じて、土地家屋調査士の役割がより認知され、必要性が理解されることを目指しています。」

広報事業部：「この職業の未来についてどのように予測されますか？職域に影響を与える可能性のある今後の発展や規制の変更はありますか？」

会長：「私たちの職業の未来は非常に明るいと考えています。都市化の進展や、人口動態の変化など、社会の変化が業務に新たな需要を生み出しています。特に、都市開発が増えるにつれて、専門的な知識が求められることが予想されます。このような変化に対応するため

に、私たちは継続的に教育と技術革新に注力していかなければなりません。」

広報事業部：「今日、土地家屋調査士を目指す人々にどのようなアドバイスをされますか？」

会長：「この職業に興味を持つ方々には、まず幅広い知識を身につけることをお勧めします。法律、不動産、測量技術や金融、ライフプランなど、多岐にわたる分野の知識が必要です。また、常に学び続ける姿勢も重要です。技術の進歩や法律の変更に対応するためには、継続的な自己研鑽が不可欠です。また、土地家屋調査士として成功するためには、コミュニケーションスキルも非常に重要です。私たちの仕事は、顧客と密接に関わり、彼らのニーズを理解し、適切な解決策を提供することが求められます。そのため、顧客との信頼関係を築くためのコミュニケーション能力を養うことが不可欠です。最後に、この職業は、常に変化し、成長し続ける業界です。そのため、柔軟な思考と革新への適応能力も重要です。これらのスキルを身につけることで、将来の土地家屋調査士としての成功につながるでしょう。」

広報事業部：「本日はありがとうございました」



## ご挨拶

埼玉土地家屋調査士政治連盟 会長 関根 一三

埼玉会の会員の皆様におかれましては、心新たに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃から政治連盟の活動にご理解、ご協力をいただいていることに改めて感謝申し上げます。

本年1月1日に発生した能登半島地震については多くの方が死亡し、怪我をした方、家屋の倒壊等の被害を被った方々があり、今でも避難生活を余儀なくされている人々には、お見舞い申し上げ、一刻も早い復興を期待するものです。

昨年来から話題となっている自民党の派閥の裏金問題は、国民の政治不信を招き、どのような結末を迎えるか検察の手腕を期待していたものの、多くの国民の期待に沿ったものではなかったか疑問符がつくものでありました。与党、野党共今後の行動を注視していかねばならないと考えております。

本年は、場合によっては衆議院選挙が行われる可能性がありますので、政治連盟も情報を的確につかみながら土地家屋調査士制度に理解を示していただく方、並びに応援をしていただける方々を推薦致し、土地家屋調査士制度の発展等のため活躍をお願いし、政治連盟の活動につなげて行く所存であります。

また、相続登記の義務化が令和6年4月1日

から施行されます。土地家屋調査士には直接的には関わりませんが、相続の過程における分筆等の登記の発生が見込まれるのではないかと思います。我々の活動の場が広がって行くことに期待しております。

政治連盟と致しましては、土地家屋調査士の日常業務での筆界立会の義務化や、狭隘道路解消への活動、空き家問題、報酬額の問題等含め、民法一部改正に伴う諸制度の見直しなど、情報を的確に把握して土地家屋調査士制度の発展と改革に取り組んで行く所存です。

2024年は十干では甲、十二支では辰にあたるため、甲辰（きのえたつ）の年となる。甲とは「甲乙丙丁～癸」の始まりであり、物事の始まりととらえることができる。そして辰は発芽した植物がしっかりとした形になる、勢いと大きな力、成功ととらえることができる。この二つが合わさる甲辰は、新しいことを始めて成功する、いままで準備してきたことが形になるといった、縁起のよい年になると考えられます。ちなみに前回の甲辰は1964年。アジア初開催の東京オリンピックが開かれ、敗戦国日本が名実ともに世界に復興を印象付けた年でもあります。このような新しい年が会員の皆様にとりまして、幸多い年でありますことを祈念申し上げます。私の挨拶と致します。





# 「成長と変化と飛躍」 甲辰年のごあいさつ

公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会 代表理事  
加藤 実

令和6年能登半島地震でお亡くなりになられた方々と被災された皆様にお悔やみとお見舞いを申し上げますと共に、一日も早い復興を心よりお祈りいたします。

皆様は埼玉県でメープルシロップが採れることを知っていますか。メープルシロップと言えばカナダの国旗を思い浮かべる方が多いと思います。国旗に描かれているのはサトウカエデの葉、北米先住民から入植者へメープルシロップ作りの伝統は、何世紀にも渡り受け継がれてきた歴史がございます。

日本にもカエデは自生していますが、サトウカエデはありません。日本で樹液採取できる樹種はイタヤカエデ。北海道から九州の山地で自生する木です。ここ埼玉県西部に位置する秩父市でメープルシロップは作られております。秩父市には日本に自生するカエデ28種類のうち21種類が自生しており、樹液が甘いことは一部の人には知られていたそうですが、シロップ作りはここ十数年前からだそうです。樹液採取は1月から2月のごく限られた期間のみで行われ、カナダのサトウカエデは比較的平坦地に自生しているので樹木からパイプラインをつなげポンプで加工場まで運んでいるのに対し、秩父では急峻な山岳地帯に自生する直径20cm以上のイタヤカエデの幹に穴を開けチューブでポリタンクに樹液（メープルウォーター）を集め、ザイルワークを駆使し人力で加工所まで運び、不純物を取り除き時間をかけ40～50倍に煮詰め作られております。カエデは200～250年寿命があると言われ、スギやヒノキは森林を伐り材木として活用されますが、樹液は毎年採取す

ることが可能なことから、新しい林業の形として将来一翼を担うことが期待されております。是非、ミネラル豊富な埼玉県産メープルシロップをお召し上がりください。

コロナ禍からの回復傾向はあるものの、世界情勢の不安や円安などの要因で物価は顕著に上昇し、賃金の上昇の遅れから、庶民の生活コストが逼迫してきており、政府に求められるものは増税施策ではなく、庶民の生活をより豊かにし国民を幸福にするための政策ではないのでしょうか。

甲辰（きのえたつ）年は春の日差しが、あまねく成長を助く年、春の暖かい日差しが大地すべてのものに降り注ぎ成長と変化を伴い、大きく飛躍し、私たちの生活が向上する年となってもらいたいものです。これから起こりうる驚天動地に備え、情報が錯綜している現在、情報の欺瞞を見抜き、何でも鵜呑みにせず自分で調べ考え行動し乗り越えて行きましょう。

さて、私たち埼玉公嘱協会は、昭和61年の設立から、官公署等が行う公共事業に係る用地取得等に当たり、所有権をはじめとする国民の皆様への財産権の安定に欠かすことが出来ない不動産の嘱託登記のお手伝いをしてまいりました。我が国においては高齢化及び大量相続世代の増加が確実であり対応する社会の構築に向けた基盤整備の充実が求められます。所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、土地基本法の改正、国土調査法改正、民法や不動産登記法の改正も視野に入れ、新しい科学技術を取り入れた強靱な国土を実現する施策に注目が集まっております。公共事業の推進に伴い派

生する嘱託登記は、将来にわたり国民に不動産取引の安心と安全を提供することであり「こなすのではなく、取り組む」ことであり品質の向上が要請されます。

更に私たちの使命であります登記所備え付けの「地図作成」についても、事業を尚一層促進するため、各方面より強力なご助力をいただき感謝申し上げます。地殻変動が起きても利活用できる高精度でかつ現地復元性のある地図を、早期に日本全国に対し完備することを目指してまいりたいと思います。公共嘱託登記に係る受託事業はもとより、『筆界と地図の専門家集団』として総力をあげての不動産登記法第14条第1項地図等の地図整備促進事業・登記事務に関する情報提供事業・登記基準点設置事業・登記に関する『国民の権利の明確化に寄与する事

業』に積極的に取り組み推進していく所存であります。明るい未来を築くため、持続可能で活力ある国土・地域づくりに少しでもお役に立ち続ける公益法人を目指します。

私たちが自ら考え思案し積極的に実行し国民から愛され、信頼される公益法人となれるよう鋭意努力をし続けますので当協会所属の社員の皆様はもとより、埼玉土地家屋調査士会員の皆様及び関係機関のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びとなりますが、皆様におかれましては国家の重要な経済基盤制度である不動産登記制度の一翼を担う私たち埼玉公嘱協会への更なるお力添えをお願いすると共に、今年一年ご健康で活躍されますことをお祈り申し上げます。





## 埼玉青調会 代表 飯野小百合

令和5年度より埼玉青調会代表となりました飯野小百合です。

よろしくお願いいたします。

この度の令和6年能登半島地震により被災された皆様、ならびにそのご家族・関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

埼玉青調会は発足から6年目となり、会員数は81名となりました。

埼玉青調会のモットーは、横のつながりを持つ、仲間を作り一人で悩まず誰かに聞ける環境を作ることです。また新しい技術を取り入れたり自分達の経験不足の部分を補うために、昨年度は3回の定例会と6回の月例会を行いました。

定例会では、ネットワーク型RTK法による単点観測法で地積測量図を作成の解説や、他会の講師をお招きして土地家屋調査士におけるDX戦略等の研修会を行いました。月例会では、会員が講師となり、改正民法、現況測量と登記を行う時の測量の違いや注意点、土地台帳図と二線引畦畔等の講義を行いました。そして、毎回、日常業務の相談ができる時間を1時間程度設けており、日々の業務の疑問点や不安な点を挙げていただき、その内容を討論して解決の糸口が見つかるように努めています。月例会に参加できない場合や、急な相談はLINEでFAQ板を設けており、いつでも相談できるようになっています。

親睦事業としては秩父郡長瀬町でのバーベキューやこのす花火大会等、会員だけでなくご家族の皆様も参加できるような家族ぐるみでの交流会も行っています。

青調会は全国に広がっており、新型コロナウイルスも5類に位置付けられた今年度は、18回目となった全国大会が東京で行われます。全国の青調会員が集まり、研修・交流を深めます。

今年度、埼玉青調会では関東ブロック大会を開催することが決まっており、10月頃に川越市で研修・交流を行うことを企画しております。鋭意準備を進めており、有意義な時間を過ごしていただけるよう努めたいと思っております。

埼玉青調会は随時入会者を募集しており、入会前に少し覗いてみたいという方でも大歓迎です。興味のある方はご連絡をお待ちしています。

今後とも埼玉青調会をよろしくお願いいたします。

### 定例会

#### 第1回定例会

第1部 ネットワーク型RTK法による単点観測法で地積測量図を作成の解説

第2部 RTK法による単点観測法を中心としたGNSSの考察

#### 第2回定例会

土地家屋調査士におけるDX戦略

#### 第3回定例会

建物登記における床面積算入と不算入について、およびBBQ懇親会

### 合同研修会

#### 四会合同研修会（主幹：千葉会）

日本水準原点、国会議事堂の見学

豊田参議院議員による『所有者不明土地問題・空き家問題』



関東ブロック大会 in 山梨

リニア・ワイナリーツアー

高信幸男先生による『関東の苗字あれこれ～  
苗字には隠れた日本文化がある～』

関東ブロック大会 in 長野

松本市街地散策

Drogger（ドロガー）商品紹介と測量利用  
土地家屋調査士制度発祥の碑、1級基準点



第2回定例会



関東ブロック大会 in 長野



顧問弁護士

あおい総合法律事務所 平岡直也

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。私は、顧問弁護士として、埼玉土地家屋調査士会所属の先生方において生じた法律問題について、相談業務等を行わせていただいております。相談方法としては、私の事務所で行うものだけでなく、電話、ファクシミリ、メールでも行わせていただいております。

最近の法律相談では、境界立会確認書の受領に関するものが多いです。土地家屋調査士が境界確定測量業務を行うのは、土地所有者が地積更正登記をしたい場合と土地を売却したい場合の2つが多いと思われます。そして、よくあるのは、隣接地の登記上の所有者がすでに亡くなっていて、その相続登記がなされておらず、相続人が多数いるケースです。所有者不明土地問題解決を目的とする一連の民法、不動産登記法等改正の1つとして、昨年4月1日、民法の共有制度が一部改正施行されました。具体的には、共有物の軽微な変更行為は、共有者全員の同意が必要なくなり、持分過半数の同意で足りることになりました。民法によれば、変更行為のうち形状又は効用の著しい変更を伴わないものは、軽微な変更行為となります。では、軽微変更の具体例は何かとなると、砂利道のアスファルト舗装や、建物の外壁・屋上防水等の大規模修繕工事といったものが挙げられています。そして、隣接地共有者が筆界立会確認書に署名する行為は、共有物の変更、管理、保存行為と関係するの否か、悩ましいところです。

地積更正登記は、公法上の境界、いわゆる筆界を特定し、公法上区分された土地の面積を正す登記ですから、本来、当該土地所有者や隣接

地所有者の意向は関係なく、境界立会確認書の添付は不要なはずですが、しかしながら、筆界にもっとも関心があるのは、当該土地所有者や隣接地所有者のため、登記実務上、添付書類として境界立会確認書が要求されていることとなります。土地所有者の意向で動かさない筆界について、専門家である土地家屋調査士から現地で説明を受け、そのラインで異存はないという事実行為を表したものが、地積更正登記申請に際しての境界立会確認書といえますから、その点では、共有物の変更、管理や保存行為にはそもそも当たらないということになります。そもそも、登記実務上の通達によって必要とされる添付書類ですから、通達がどうなっているかという問題で、上記一連の民法、不動産登記法等改正に伴い、令和4年に「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」が通達されたようです。

土地売却の場合の境界立会確認書は、売主が境界明示義務を履行するために用意するものといえます。土地は、公簿売買もできますので、買主が了承すれば、確定測量をせず、売主の境界明示義務を免除してもらうことは可能です。売主に境界明示義務があるのは、土地購入後、隣接地所有者との間で境界に関する紛争が生じると、買主が損害を被るおそれがあるからです。境界明示義務の履行にあたり、売主は境界標を明示しますし、ここで言う境界も、公法上の境界、いわゆる筆界を指すといえます。本来、所有権界と筆界は一致すべきものでしょう。すると、地積更正登記における境界立会確認書と同様に考えればよいようにも思うのです。

が、地積更正登記を経由しない場合は登記官の関与はなく、買主がどこまで要求するかという問題となります。隣接地共有者が境界立会確認書に署名する行為はあくまで事実行為といえるでしょうが、地積更正登記がなされない場合は登記官の関与はなく、筆界というよりは所有権界についての隣接地所有者の認識を示す書証として扱われる側面が強くなるように思われます。すなわち、隣接地所有者がそこが筆界であると認識していたのだから、そこまでが自らの所有権の及ぶ範囲だと認識し、占有してきたはずだという推認です。そして、自らが所有する土地の範囲を狭める行為は、共有物の処分行為であり、軽微な処分行為とはいえないでしょ

う。すなわち、事実行為といえども、処分行為に結びつくおそれがあり、処分行為に準じて扱われるべきといえるように思われます。地積更正登記申請に添付する境界立会確認書も、処分行為に結びつくおそれがある点で同様のように思うのですが、こちらは登記官が関与し、地積更正登記が完了することで、そこが、隣接地所有者同士で自由に動かせない、すなわち、処分行為ができない筆界であることが担保されるように思われます。

誠に微力ながら、少しでも先生方のお役に立てるよう努力してまいり所存にございますので、今後もよろしくご指導、ご鞭撻くださいますようお願い申し上げます。







## 新年のご挨拶

顧問弁護士  
荒川法律事務所 出井宏幸

埼玉土地家屋調査士会の会員の皆様、あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、お健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。旧年中は格別のお引き立てを賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

また、会員の皆様におかれましては、不動産の保全、そして紛争の予防・解決のため日々の活動に励まれていますこと、心から敬意を表します。

昨年は、5月にコロナ禍での規制がほぼ解消され、通常为社会活動が戻り始めた、むしろその反動で規制前よりも活発な活動がなされる場面も度々目にする事ができる年でもありました。

社会が活発になり、また、所有者不明土地制度、相続登記の義務化、様々なIT化（本年は裁判手続きでのIT化も急速に拡大しております。）など様々な法制度の変革と進展を迎えています。

その一方で、人口減少に伴い、空き家問題も不可避な状況になっており、問題も山積みです。

私個人としては、令和5年度は、弁護士会で副会長を務めることとなり、その執務の中で、社会の変化に伴い、専門家としての対応力も想像以上なレベルを求められていると痛感しております。また、貴会の顧問弁護士となり約3年が経とうとしておりますが、土地家屋調査士の業務の意義、重要さ、難しさ及び悩みなどを少しずつではありますが肌で感じる事ができるようになってきました。

ますます、貴会とともに時代の潮流に沿った活動を展開できればと考えております。

本年も、法的なサポートが必要な際には、いつでもお気軽にご相談ください。

今後とも、微力ではありますが、皆様に少しでもお役に立てるよう精進しますので、本年もご指導、ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

埼玉土地家屋調査士会様の志を今年も遺憾なく存分に発揮をしていただきまして、ますますご尽力していただきますことをあらためて心からご祈念し、年頭のご挨拶とさせていただきます。





## 挨拶

顧問税理士  
高野税務会計事務所 高野久芳

新しい年を迎え埼玉土地家屋調査士会の皆様方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

昨年中は、高橋会長をはじめ、役員の方々や会員の皆様方には大変お世話になりましたことを心より感謝致します。

さて、昨年・一昨年を振り返ると、新型コロナウイルス感染症の収束はまだ見えず、2020年4月に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令され、その後4年が経過しようとしております。

昨年の春から新型コロナウイルス感染症の位置付けが感染症法上の分類で2類から5類に移行となり、入院勧告とか行動制限、マスク着用の強制も無くなりました。人の気持ちや企業活動においても活発化し、また従業員への支援や働く環境づくり、働き方を見直す企業が増加し、ようやく明るい兆しが見えつつあります。しかし、その反面物価上昇や人件費上昇は日々の生活に大きな影響を与えています。

昨年の10月1日からインボイス制度が始まり3ヶ月が経過しました。

企業や個人事業主らが税率の異なる消費税を正確に計算できるようにするインボイス制度が昨年の10月1日から始まりました。

そもそもインボイスとは、売り手が買い手に対して、正確な適用税率や消費税税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の区分記載請求書に登録番号、適用税率及び税率ごとに区分した消費税額等の記載が追加されたものをいいます。

納税の透明性や公平性の確保に不可欠な新制度ですが、納税を免除されてきた小規模事業者は、制度に登録すれば税負担が増したり、また登録しないと仕事を失う恐れがあったり取引価格が下げられたりする恐れもあり多々悩みどころです。

これまでも消費税に関する研修会が行なわれてきましたが、実際に始まると経理処理の変更、業務処理等、沢山の注意が必要と感じています。

例えば、売り手としては、インボイス発行ができないと仕入先が仕入税額控除を受けられず、消費税の負担が増えるため取引が見直しされる可能性があること、また買い手としては、インボイスが受け取れないと自らの消費税の負担が増えるなど、税が商取引に大きな影響を与えていることとなります。

取引先が免税事業者の場合インボイスの交付を受けてないため、課税仕入れにかかる消費税の控除（仕入税額控除）ができなくなります。但し、負担軽減措置として、制度開始から6年間は、免税事業者からの課税仕入れについて、令和5年10月1日～令和8年9月30日までの3年間仕入税相当額の8割、その後の令和8年10月1日～令和11年9月30日までは3年間仕入税相当額の5割が控除可能となる経過措置が講じられています。

また、消費税の納税義務者でない免税事業者が、納税義務者であるインボイス発行事業者（基準期間の課税売上高が1千万以下のインボイス発行事業者）になると、令和5年10月1日～令和8年9月30日までの3年間は、消費

税納税額が売上税額の2割特例の適用を選択できます。

個人事業者は、令和5年10月1日～令和8年分の申告まで対象になります。

#### 相続登記の義務化

登記簿謄本から所有者がわからない所有者不明土地による空き家が問題になっております。

相続登記が義務でないことが所有者不明土地の大きな要因となっていましたが、不動産登記法等の改正により令和6年4月から3年以内の

相続登記申請が義務化されることになりました。

今後の高齢化社会の進展に伴い空き家が増加傾向にあり、その対策として、相続登記の義務化は、適切な遺産分割を促し家屋の管理者が不在となることを抑制できるため、有効な空き家対策として期待されています。

結びに当たりまして、埼玉県土地家屋調査士会の更なる発展と、土地家屋調査士の皆様方のご健勝、事業のご繁栄を心よりお祈り申し上げます。





## 黄綬褒章を受章して

上尾支部 山口光男

このたび、令和4年11月3日に黄綬褒章を受章したことは、誠に嬉しく身に余る光栄と存じます。

受章から1年以上経過したこともあり、その時の受章経過等を記したいと思います。初めに、さいたま地方法務局から、受章の3か月前に黄綬褒章の対象になっているが、受章を受けますかとの問い合わせがありました。もちろん、断る理由もないのでお受けすることを快諾しました。その際に、これまでに懲罰等はありませんねと聞かれたので、無いと思うと伝えました。また、発表までの間、交通違反など起こさないよう注意してくださいと念押しをされました。実際に褒章を受けるまで身を正さなければと不安な気持ちでいました。

その後、発表の13日前の10月21日（金）に、さいたま地方法務局から電話があり、昨日、「閣議において正式に受章が決定」されましたと、伝えてきました。また、月曜日に手紙での知らせが届き、11月2日の新聞発表までの時間がとても長く感じられ不安な時間を過ごしました。ところが、電話があった次の日の土曜日に叙勲・褒章の記念品を取扱う業者が我家に訪問があり、大変びっくりしました。どうし

て受章のことが解るんですかと聞くと、閣議で決定されるとその日の内に、報道機関に情報が発表されるとのこと。また、事務所の隣にある、埼玉県議会議員（当時、議長）事務所の秘書からお祝いの言葉があり、とても驚きました。

11月2日（水）の朝、恐る恐る新聞を見ると、埼玉版のところに名前が記されていることを確認し、ほっとした気持ちとうれしい気持ちでいっぱいになりました。新聞での発表があった日から、電話や祝電が数多く届き、受章をするということはこういうことなのかと、何か、別の世界を見ているようでした。

しかし、例年であれば皇居で天皇陛下に拝謁し、「褒章の記」が授与されるのですが、新型コロナの影響でそれが中止になり、さいたま地方法務局長からの授与になりました。とても残念でしたが、法務省大臣官房から、内閣府賞勲局が主催する「宮殿内見学と写真撮影」の案内があり、令和5年2月8日（水）に皇居宮殿に行くことが出来ました。

このたび、黄綬褒章を受章できたことは、埼玉土地家屋調査士会はじめ関係各位の皆様方、会員の皆様のご指導ご支援の賜物と深く感謝申し上げます。





# 飯能良いとこ一度はおいで！

飯能支部長 天野 秀之

飯能支部は飯能市、日高市を登記管轄区域とする西部地区に所在しています。

令和6年の年明け時では会員数7名という県内でもっとも会員数の少ない支部となっています。

会員が少ないということは支部の役職などは全員でそれぞれ補いながら円満な活動ができ、諸会議は全員出席がほとんどで今後も仲の良い活動ができると思います。

飯能市、日高市は地図上では関東平野の緑色が茶色に変わるあたりに位置するため、里山と呼ばれる市街地と山林などが共存する地域となります。

この地域の自慢（宝物）は市街地から少し歩けば低山散歩が気軽にできるアウトドア派には週末が楽しめる絶好の場所となっています。

天覧山、多峯主山、日和田山など標高200から300m程度の低山は市民に親しまれ、毎朝登っている方も多いと聞いています。

ここ数年人気のある低山として柏木山があります。東から西方面が開けた山頂からはさいたま新都心から都心はもちろん奥多摩方面の山々を楽しむことができるのです。

少し標高の高い山となれば棒ノ折山（棒ノ

嶺）や伊豆ヶ岳など平日も多くの日帰り登山愛好家が訪れています。

ハイキングだけじゃありません。数年前からロードバイクと呼ばれるスポーツ自転車が日曜日など各地で走っていますが、飯能地域は山林も広い面積を有していますので当然に道路は程よい坂道も多く“坂バカ”と呼ばれ、こよなく坂道を愛するチャリダーが多く訪れています。都心からはロードバイクを輪行バッグにいれ飯能駅で自転車を組立てスタートするという風景もおなじみとなっています。

アウトドアを楽しむアイテムとしてカメラ撮影もありますが、入間川沿いや巾着田あたりは野鳥を多く観察できるスポットとなっています。カワセミをカメラ撮影する愛好家やヤマガラ、シジュウカラ、ジョウビタキ・・・などの野鳥を、名栗湖ではクマタカを撮影するために超望遠レンズをセットしたカメラが沿道に並んでいます。

このように市街地からすぐに自然の中に入り込める素敵な地域なのです。

週末はハイキングシューズとおにぎりを積み込んで出かけてみませんか！



# 東松山市の代名詞 やきとり & スリーデーマーチ

東松山支部長 花輪直人

## やきとり

やきとりと聞くと、鶏肉を焼いたものを思い浮かべますが東松山のやきとりは、豚のカシラ肉を炭火でじっくり焼いたものをいいます。

戦後間もなく、それまであまり利用されていなかった豚のカシラ肉を何とか活用できないかと考えだされたものです。

やきとり自体にも塩味がついていますが、白みそをベースに唐辛子やニンニク、ごま油、果物などに10種類以上のスパイスをブレンドしてつくられた辛味の「みそだれ」をつけて食べる、これが東松山の「やきとり」の特徴です。

東松山市は、風光明媚な場所にありながらも、その地元の食文化にも恵まれています。地元の食材を使ったやきとりは、東武東上線東松山駅を中心に、約50軒のお店で食べることができます。職人の技術とこだわりが感じられ、一口頬張るたびに旨味が広がります。シンプルながら奥深い味わいが、地元の人々だけでなく、訪れる人たちを魅了しています。

いろいろなお店を食べ歩いて、好みの味を探してみたいかがですか。

## スリーデーマーチ

“楽しみながら歩けば 風の色がみえてくる”

毎年11月初旬、比企丘陵を舞台に繰り広げられる「ウォーキング」の祭典、日本スリーデーマーチ。

名実ともに日本一、世界では東松山市の姉妹都市であるオランダのナイメーヘンで行われるナイメーヘン国際フォーデーマーチに次ぐ第2

位の規模を誇る「日本スリーデーマーチ」は、人と人とのつながりや心身の健康増進など、ウォーキングが持つ不変的な価値を大切にしながら1978年から開催をしています。

50km、40km、30km、20km、10km、5km各コースを3日間歩きます。途中でチェックポイントがあり、チェックを受けて午後5時までにゴールすれば完歩になります。

自分のペースで、日本各地、世界各国・各地域のウォーカーと秋の比企丘陵を歩く、これが日本スリーデーマーチです。

また地元のガイドが案内役となり、地域の歴史や自然にまつわる興味深いエピソードを紹介してくれます。

歩きながら学ぶことで、より地域との結びつきを感じることができ、新たな発見があることでしょう。

因みに、毎年埼玉土地家屋調査士会も本会行事として10kmコースに参加しており、多くの会員並びに会員のご家族の方に楽しんで頂いております。

最後に東松山のやきとりとスリーデーマーチは、美味しい食事とアクティブなアウトドア活動を組み合わせた最適なイベントです。地域の魅力を存分に堪能しながら、新しい体験や友達との交流を楽しむことができます。東松山市は埼玉県のほぼ中央に位置することから「埼玉のへそ」と言われています。県内どこからでもアクセス抜群です。ぜひ魅力いっぱいの東松山市にお越しください。





# 新入会員の抱負



熊谷支部 松永貴弘

この度入会させて頂きましたが、今回で2度目となります。出戻りでございます。

初入会は平成29年で2年間程入会しておりました。

初入会から再入会までの間は、ご縁のありました先生の事務所で働かせて頂きました。

私にはこれといった武勇伝もありません。

今までお世話になりました先生、再入会させて頂きました本会に感謝しつつ、皆様にご迷惑をおかけしないこと、もう出戻りはしないことを目標とし、体が続く限り、頑張っていきたいと思っております。



越谷支部 竹内 勝

皆様初めまして。越谷支部の竹内勝と申します。

土地家屋調査士試験に合格するまで、20年ほどかかってしまいましたが、皆様のご協力があり、晴れて合格し今回の登録の運びとなりました。有難うございました。

信頼される土地家屋調査士を目指して、日々精進してまいります。今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



飯能支部 水澤 巧

1年、3年、5年、10年...と続けていけるようにがんばります。



飯能支部 福嶋輝幸

行政書士としては二十数年になりますが、ピカピカの調査士一年生として元気に頑張っております。



上尾支部 岸 俊幸

皆様はじめまして。令和5年7月に上尾支部に入会しました、岸俊幸と申します。

平成4年生まれ31歳、諸先輩方と比べると、人生経験も知識もまだまだ未熟ではありますが、責任感を持って業務に取り組んでまいります。今後ともご指導ご鞭撻の程、宜しくお願い致します。

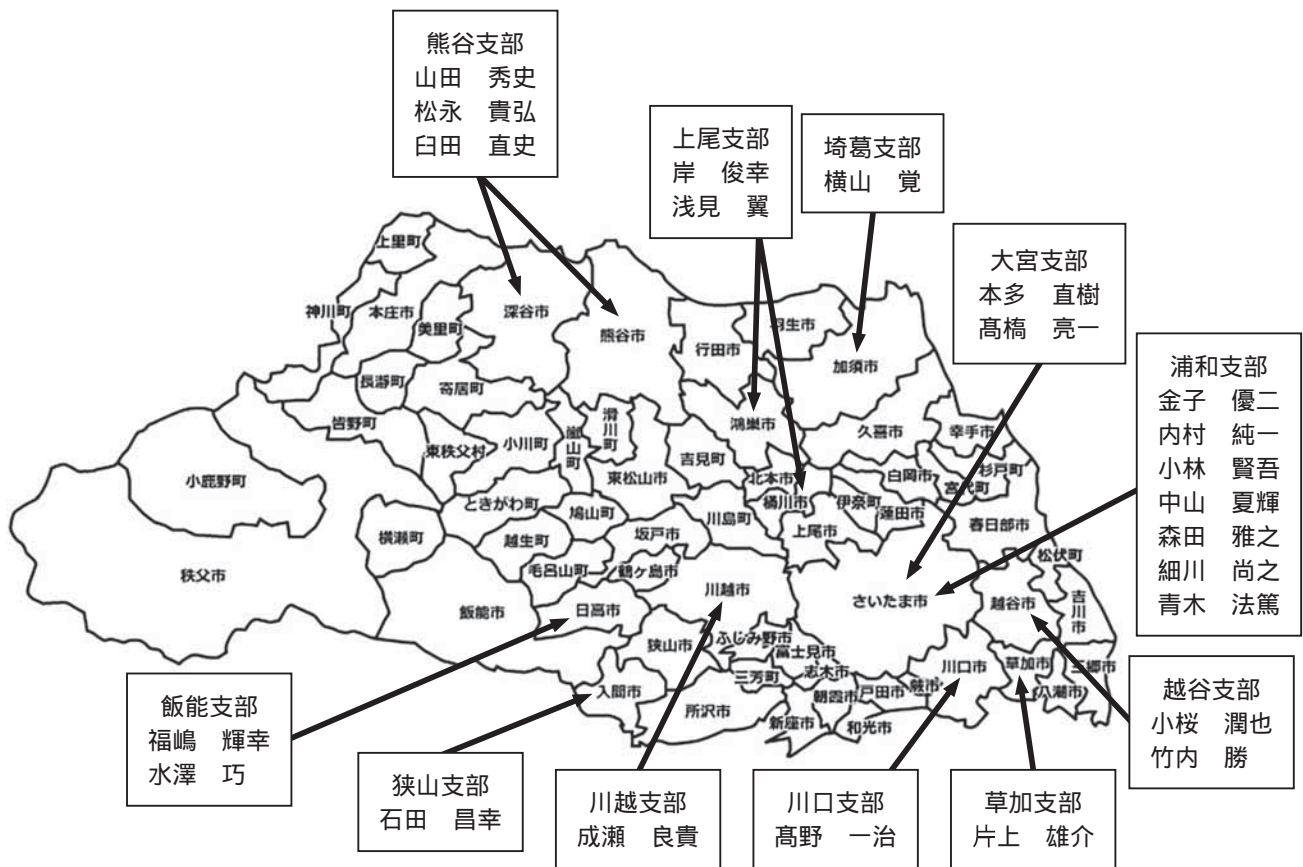


川口支部 高野一治

皆様、初めまして。令和5年4月3日に登録をさせていただきました川口支部の高野一治と申します。私は、測量会社を経て父親が営んでおりました調査士事務所に勤めておりました。調査士として常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ誠実に業務を行っていきたく思います。新人でございますので皆様のご指南のほどよろしくお願いいたします。

# 新入会員事務所所在地

2022年11月以降 2023年12月末まで



# 会員の動静

## 入会者

支部	登録番号	ADR認定 調査士番号	氏名	事務所所在	事務所電話 " F A X
	会員番号				
草加	2793	-	片上 雄介	〒 340-0015 草加市高砂二丁目 18 番 4 号 たまらビル 3 階 土地家屋調査士法人みらい図社員	048-951-0009 048-969-4582
	2456				
大宮	2794	-	高橋 亮一	〒 331-0814 さいたま市北区東大成町一丁目 489 番地 1 日勝堂ビル 2F 土地家屋調査士法人えん道グループ 使用人土地家屋調査士	048-660-0050 048-856-9386
	2457				
浦和	2795	-	青木 法篤	〒 338-0833 さいたま市桜区桜田 1 丁目 5 番 4 号	048-872-0080 048-872-0080
	2458				
志木	2796	1003005	小磯 唯行	〒 351-0032 朝霞市田島一丁目 12 番 10 号	048-424-4284 048-424-4284
	2459				
浦和	2797	-	小池 恒雄	〒 338-0822 さいたま市桜区中島一丁目 37 番 15 号 本壘ハイツ B101 土地家屋調査士法人サンファースト社員	048-858-4612 048-858-4612
	2460				

## 退会者

支部	登録番号	氏名	事務所所在	退会年月日
	会員番号			
坂戸	1168	神田 久純	〒 350-0214 坂戸市千代田 1 丁目 1 番 41 号	R 5 . 9 . 4
	821			
埼葛	2070	大久保 徳仁	〒 349-0212 白岡市新白岡七丁目 6 番地 1	R 5 . 9 . 29
	1710			
浦和	2779	犬嶋 敏夫	〒 330-0072 さいたま市浦和区領家四丁目 15 番 11 号 土地家屋調査士法人オフィス頼和社員	R 5 . 11 . 1
	2442			
浦和	2685	三俣 廣幸	〒 336-0022 さいたま市南区白幡二丁目 2 番 9 号 セントリヴィエ浦和 103	R 5 . 11 . 7
	2347			
上尾	2474	中澤 勇七	〒 365-0064 鴻巣市赤見台三丁目 9 番 1 号	R 5 . 11 . 28
	2129			



越谷	1668	豊田 繁	〒 343-0825 越谷市大成町 6 丁目 393 番地 1	R 6 .1 .15
	1292			
埼玉	1922	上川 政彦	〒 347-0009 加須市三俣 1 丁目 21 番地 5	R 6 .1 .29
	1559			
春日部	1791	山田 悦男	〒 344-0121 春日部市上柳 439 番地	R 6 .1 .31
	1420			

事務所移転

支部	登録番号	ADR認定 調査士番号	氏名	事務所所在	事務所電話 " F A X
	会員番号				
川越	2382	303001	増田 昌幸	〒 350-1144 川越市稲荷町 10 番地 26	049-241-6737 049-241-7273
	2033				
浦和	1652	-	丸谷 紀郎	〒 330-0042 さいたま市浦和区木崎 4 丁目 18 番 20 号 -103	090-1998-6564 048-831-1598
	1282				
所沢	2716	-	宮澤 一晃	〒 359-0041 所沢市中新井一丁目 10 番地 1 たつみビル 3 階 306 号室	080-9284-5857 -
	2378				
上尾	2638	-	本多 紳一郎	〒 362-0809 北足立郡伊奈町中央四丁目 23 番地	048-723-0101 048-723-0100
	2299				
春日部	2383	-	新井 淳一	〒 344-0046 春日部市上蛭田 192 番地 7	048-767-8222 048-763-2369
	2034				
大宮	2093	-	野入 正通	〒 331-0811 さいたま市北区吉野町二丁目 203 番地 7	048-653-8384 048-776-9950
	1733				
熊谷	2098	-	黒石 正明	〒 360-0816 熊谷市石原 1506 番地 20	048-521-9814 048-521-9826
	1739				
大宮	2563	1003006	大谷 和孝	〒 331-0814 さいたま市北区東大成町二丁目 95 番地 2 岩崎ビル 302	048-788-5253 048-788-5253
	2222				
熊谷	2417	403030	矢崎 慎一	〒 360-0018 熊谷市中央五丁目 8 番 4 号	048-521-6500 048-521-6513
	2071				
熊谷	1726	-	永沼 浩幸	〒 361-0032 行田市佐間 1 丁目 1 番 7 号	048-554-1465 048-554-8223
	1347				

土地家屋調査士法人 法人の成立

支部	法人番号	法人名称	社員 (使用人土地 家屋調査士)	事務所所在	事務所電話 " F A X
草加	03-0027	土地家屋調査士法人 みらい図	片上 雄 介	〒 340-0015 草加市高砂二丁目 18 番 4 号 たまらビル 3 階	048-951-0009 048-969-4582
東 松 山	03-0028	土地家屋調査士法人 ムサシ登記サービス	吉野 和 夫 出口 賢 一	〒 355-0215 比企郡嵐山町大字平澤 689 番地 2	0493-62-1500 0493-62-1501

土地家屋調査士法人 法人の入会

支部	法人番号	法人名称	社員 (使用人土地 家屋調査士)	事務所所在	事務所電話 " F A X
浦 和	03-0029	土地家屋調査士法人 サンファースト	小池 恒 雄	〒 338-0822 さいたま市桜区中島一丁目 37 番 15 号 本空ハイツ B101	048-858-4612 048-858-4612

土地家屋調査士法人 従たる事務所廃止

支部	法人番号	法人名称	社員 (使用人土地 家屋調査士)	事務所所在	廃止年月日
所 沢	03-0015- 03-0015	土地家屋調査士法人アイビー	宮澤 一 晃	〒 359-0037 所沢市くすのき台三丁目 18 番 10 号 新明ビル南館 4 階	R 5 . 9 30

訃 報

謹んでご冥福をお祈りいたします。



豊田 繁( 80 歳 )  
令和 6 年 1 月 15 日ご逝去



# ヨッチャン、キーボードを買う

広報事業理事 春日部支部 遠藤義明

ボクも一応腹が減る時があり、何かを食したいという欲求にかられる時があるのですが、さて、何を食おうか…。ボクはグルメというにはほど遠く、バカ舌を通り越し、さらにはアホ舌をくぐり抜け、何を食っても『おいしい!』としか感じない、極めて異常な特異体質と呼べる、かなりオメデタイ感覚の持ち主です。なかでもファストフードと呼ばれるハンバーガーとかフレンチフライポテト、フライドチキン等のアメリカの西海岸を思わせるB級グルメ(B級って呼んでイイのか…?)には目がありません。

先日、アメリカな雰囲気満載の春日部駅西口の“バーガーキング”なるハンバーガー屋へハンバーガーを買いに行きました。夕食時にもかかわらず、オーダーカウンターには人波が存在しなかったのですが、ボクがオーダーカウンターの前に直立不動で立っているにもかかわらず店員のポニーテールの彼女は『いらっしやいませ!』と元気よく言ってくれたものの、その後はボクを無視し続ける、という接客業のもっともってはないであろう、それはそれは恐ろしい態度を仕掛けるのでした。ボクはハンバーガーをオーダーしたかったのですが…。(おー…そうきたか…。それならオレだって考えがあるぞ…。)ボクは大人気にもなく、お返しに彼女を無視して差し上げました。しかし、さらにボクを無視し続ける彼女は微動だにしません。(イイのか…イイんだな…オレは土地家屋調査士なんだぞ…。)ボクの心の叫びが彼女に届いているのか、届いてないのか、彼女の揺れるポニーテールは、店内に響くBGMのビー

トルズのビートとともに無常のスイングするだけでした。しかし、ここまで来て何か特別な空気感を感じるボクの瞳に、カウンターに仰々しく備え付けられた大画面のタッチパネル式端末が放つアメリカな色彩の光が飛び込みました。(もしかしたら、コレでオーダーするの…?)ボクは、このボクを無視し続ける店員のポニーテールの彼女に問いかけます。『ねえ、ねえ…もしかしたら、この端末でオーダーするの…?』するとどうでしょう、このボクを無視し続けた店員のポニーテールの彼女は、カリフォルニアの空のような爽やかな笑顔をもってボクに微笑みかけます。『ハイッ!!!』

ボクは“ケンタッキー・フライド・チキン”には目が無く、フライドチキンを一気に何個まで食べられるのか、という挑戦を今まで幾度となくチャレンジしてきたのですが、いつもだいたい5個で力尽きます。春日部駅の高架事業ともない、春日部駅東口ロータリーから撤退したのち、西口のユリノキ通りに復活したこの“ケンタッキー・フライド・チキン”ですが、オーダーカウンターでのオーダーは、“バーガーキング”同様大画面のタッチパネル式端末の操作で行います。“バーガーキング”での辛い教訓を生かし、フィレサンドと6ピースパックをなんなくオーダーします。(ちょろいもんだぜ…。)またもや店員のポニーテールの彼女と、たいした会話をすることもなくオーダーが完了しましたが、いや…ちょっと待てよ…。(6ピースパックは“モモ肉多め”がオレのこだわりなんだけど…。)結局タッチパネル式端末での操作だけでは用が足りなく、ボクは店員のポ

ニーテールの彼女と会話を交わす機会に恵まれました。『やっぱりモモ肉がイイよね...。』『...ハイ...そうですね...』『カノジョはモモ肉とムネ肉、どっちが好き...?』『...ハイ...アタシはどちらでも...』『ボクはやっぱり、モモ肉だな...。』『... ..』(ねえ、カノジョ...なんとか言ってくれよ... ..だから6ピースパックにはモモ肉を多めにたのむね...。)

巷には、広場や公園や公民館など、公共施設がいたるところに存在します。そのほとんどの施設の名称は、ご丁寧にも“ふれあい広場”とか“ふれあい館”、“ふれあいの丘”、“ふれあいの園”...最近では“コミュニティなんとか”...。“ふれあい広場”では小さな子供がお母さんの柔らかい胸に抱かれ、“ふれあいの丘”では不器用な恋人たちが、繋いだその手を歩みとともに揺らします。ふれあい、ふれあいって言うておきながら、そうさせないファストフード店のタッチパネル式端末の普及にはちょっと矛盾を感じます。コンピュータ技術は、けして人間の肌を超えるモノを作ることができません。ボクはそう思っています。だからこそ愛しい人の肌のぬくもりは、時として痛みさえ伴う非情な悲しみを思い返させるのでしょ...。

ご存じの通り、ボクは広報事業部にて活動させていただいておりますが、先日も陽気な愉快的仲間たちと一緒に委員会をエンジョイしておりました。土地家屋調査士会館1階の駐車スペースには、すでに過去の遺産となりつつあるタバコ用の灰皿が鎮座しております。ボクは委員会の休憩時間になると3階からこの場所へ移動し、ラーク・クラシックに火をつけます。もちろん同じ広報事業委員の吉澤委員(以下ヨッシーと言います。)も一緒です。休憩時間にいつの間にかコンピュータの話になったヨッシーは言います。『いや、だから遠藤先生違うんですって...。』(何が違うんだ?、キーボードってコンピュータ買ったら必ず付いてくるだろ...。)ボクはあまりコンピュータ技術に詳しくなく、今でさえ、設定だの、更新だの、うまくいかない場面に遭遇すると現場車の工具箱から玄翁を取り出し、ディスプレイに一撃を加えたくなる

衝動に駆られます。『だから遠藤先生、全然違うんですって...本当に違うんですって...。』どうやら、リプレイメントするキーボードの性能は桁違いだということらしいです。いままで付属していたキーボードに何不自由を感じることなく測量CADを操り、そして何を疑うことなく登記申請書を送信しまくってきたボクは、にわかには信じられません。ヨッシーに向けた疑いの眼差しをそのままに、ボクは3階の会議室に戻り、同じく広報事業委員の長沼委員(以下ケンちゃんと言います。)に問いかけます。『あのさあ、ケンちゃん...付属のキーボードと後付けのキーボードの性能が全然違うってヨッシーが言ってるんだけど...。』『ああ...違いますね...。』『全然違うって話なんだけど...。』『はい、全然違いますよ...。』ずいぶんとあっさりと言ってくれちゃうじゃない...。ヨッシーのみならず、ケンちゃんまでそう言うのなら、もしかして本当にそれだけの性能差があるのかもしれない。しかし、先ほど申し上げた通り、コンピュータ技術に関しては、ソフトな部分、ハードな部分を含め、あまり詳しくを知らないボクは、ヨッシーとケンちゃんの言うことを信じ、さらには指示とおりに行動し、両手を合わせ拝み僕となり、マインドコントロールさえ甘受しなければなりません。『あのさあ、ケンちゃん...どうゆうの買えばいいの...?』『そうですね...遠藤先生でしたら、やっぱり“リアル・フォース”ですね...。』『ああ、そう...“リアル・フォース”ね...“リアル・フォース”って言うんだ...。』『そうです、“リアル・フォース”がイイと思いますよ。』『“リニア・フォース”か...そりゃとっても速そうだな。時速500キロは出るのか...?羽を付けたら空を飛びそうだな...。』『いや、違いますって...“リアル・フォース”ですってば...。』『ああ、“シニア・フォース”ね、老人にも優しいってやつか...?』『だ・か・ら...“リアル・フォース”って言うてるでしよ...?』ボクは委員会を終えたその晩、自宅へ戻りパソコンを起動し、アマゾンを検索しました。なにになに...ケンちゃんは“リアル・フォース”って言うてたな...。ポチツとな...パ

ソコンの画面にはたくさんの“リアル・フォース”が表示されています。“リアル・フォース”って言ってもこんなにもたくさんの種類があります。何が何だか訳が分からなくなったボクは、玄翁でディスプレイに一撃を加えようとする衝動に駆られる前に、注文ボタンをポチッとしなければなりません。そうです、ヨッシーとケンちゃんに、もっと詳しく教えてもらうべきでした。ヨシ！しょうがないからいちばん高いヤツにしとくか…。

アマゾンのお得意様のボクの元には、間もなく“リアル・フォース”が届きます。それでは段ボールを開梱します。するとどうでしょう、まずは“リアル・フォース”と大きく、そして鮮やかにプリントされた化粧箱がお出ましです。おー、この中に、全然違うっていう誉れ高き“リアル・フォース”が格納されているのか…。それにしても仰々しく、立派な化粧箱です。これって、機種変更時にiPhoneが入っていた化粧箱と同様、結構捨てるのに勇気があるかもナ…。それではいよいよ化粧箱を開梱です。おー、これが全然違うっていう誉れ高き“リアル・フォース”か…。どうやら時速500キロは出なさそうだし、老人専用でもなさそうです。ボクはdellコンピュータを使っているのですが、真っ黒な躯体に飽きていたので、“リアル・フォース”は白を選択しました。もちろん黒もありました。手に持ってみます。今まで使っていた付属のキーボードとは比べ物に

ならないほどの重さを感じたボクは、裏側をのぞきこみますがその重さの原因を知ることはできませんでした。日本人形の頬の色を思わせるキーボードのキーのひとつひとつの白は、僅かに凹面状にアールがかかっており、白魚を思わせるボクの指先にとってもフィットします。さらには打鍵後の一瞬に、指を優しく押し返してくれる感覚がたまりません。そしてAI技術の進歩によって、このパソコンのキーボードは、おしゃべりを始める日も近いかもしれません。『エンターキーを押してください…。』『シフトキーを押してください…。』

そう言えば先日、自慢の愛車でドライブをしているとき、腹が減ったのでスマホ君に向かって音声による検索をしました。『この近くのマクドナルドを探して…。』話しかけるボクに向かってスマホ君は言います。『この近くにマクドナルドはありません…。』そんな訳ないだろ。世界のマクドナルドがこんな幹線道路沿いに無い訳がありません。ボクはスマホ君に畳みかけます。『ウソだぁ…！』『ウソじゃありません…！』反抗的な態度をとるスマホ君でありましたが、とりあえず『ごめんなさい…。』と言うボクに、『謝らなくていいんですよ…。』と優しく返すボクのスマホ君でした。AI技術が加速的に進歩を続ける中、スマホ君とこんな会話を続けるボクは、果たして大丈夫なのでしょう…？





## 編 集 後 記

本年度より再び広報事業部の委員として振り返り、理事であった時期を含めると3期目となります。本号の編集後記については、昨年暮れの会議の中でジャンケン大会を行いまして、勝ち抜いた者が記事を担当する流れとなり、そんな時に限って無駄にジャンケンの強かった私が担当する事となりました。

年末から年始は何かと忙しく限られる中での執筆作業、ましてや「編集後記」といいながらも、実際この文章を書いている段階では本号に掲載する原稿にすらまだ目も通していない状況なのですから、その締め切りが同日というのも困った話です。それでもスケジュール的には仕方ありません。何かしらを絞り出して文章にしなければと、考えはじめてみれば、パソコンが突然ピー音を鳴らして画面が消えるという始末、パニック状態になりながらも何とか復旧、手短に元日の挨拶と地元神社への初詣を済ませ、珈琲を片手にしばし文案を考えてみるも何も降りてくる気配がしません。そもそも編集後記という漠然とした題材で、私には誰かに何かを伝えたいという「テーマ」の持ち合わせが無いからなのです。なので題材を考えながら作業途中のギターの修理を再開しました。洗い物も片付けも苦手なのですが、何故か修理やメンテナンスをするのは好きです。特に指板の汚れ拭き取り、オイルを塗り込む過程がとてもしラックスした気分になります。各パーツをも取り外してクリーニングして新しい弦に張り直し、アンプに繋いでチューニングを始めました。60年代後半から80年代頃のハードロックが好きで歪みのある曲を好んで弾きます。

丁度その時でした。アンプの音とは別の音が混じって聞こえてきたのです。「ん...何だ？」と弾く手を止め、辺りを見回すとプリンターの上に置いてあったスマートフォンが振動し、アラート音が鳴り響いておりました。画面には数分後の激しい揺れに注意と表示され、慌てて電源を落とし、ギターを抱えながら揺れが来るのを身構えていると、その予報通りに建物が軋み揺れ始めました。結果身構えていた程の大きな揺れではありませんでしたが、長く緩い嫌な横揺れが1分程度続きました。テレビがない為、すぐにウェブサイトで震源を検索すると「1月1日16時06分頃 最大震度6弱 震源地：石川県能登地方 震源の規模：M5.9 震源の深さ：約10Km」と表示されておりました。その後すぐに最大震度は5強に訂正されました。当初津波の心配はないとされておりましたが、続けて16時10分頃 最大震度7の地震が能登地方を襲い、あわせて津波警報も発表され令和6年の正月気分は元旦から一変する状況となってしまいました。

2011年の東日本大震災の時と違ったのは、その直後から報道よりも先にインスタグラムのリール動画などが相次ぎと投稿され、一部の現地状況を知る事ができた事です。あれだけの揺れの中で動画を撮影できる心境については、私の理解

を超えるものもありますが、後世に伝える貴重な映像資料となって行く事かと思えます。また、その翌日の夕方には、日本航空の旅客機と災害援助に向かう予定であった海上保安庁の航空機が滑走路上で衝突するという大事故が発生しました。2日続けての大惨事に見舞われ年始早々心苦しい年明けとなってしまいました。元日という事も重なり普段よりも多くの家族親類が集い、また人々が移動する中で起きた災害は、時間の経過とともにより鮮明となり、その悲惨な状況と自然災害の無情さを改めて考えさせられる事となりました。しかし、連日そんな災害の報道がされる中でも、私の周囲では例年通りに仕事が始まり、その週の日曜日には忙しくも娘の成人式を迎える事となりました。我が娘の晴れ姿を祝う反面、被災されこの成人式を迎える事の出来なかった方を思う気持ちもあり複雑な胸中での1日となりました。“1分間に4m以上の地表の隆起”“最大で5mを超える津波”どれ程のエネルギーが放出された事でしょう。映像から変わり果てた現地の地表が映ると仕事柄これからどの様に境の復旧をして行くのだろう等とも考えたりしてしまいます。本来であれば、気の利いた年頭の挨拶をここに記すべきとは存じますが、本日1月16日現在も被災地復旧の見通しが見つからないと報道される中では控えたく思います。

1日も早い被災地の支援、復旧、復興そしてまた素直に人々が笑顔で過ごせる日々が戻ってくる事を祈り願いつつ、その教訓を忘れる事なくこの1年も精進して行きたいと考えます。

広報事業委員 橋本敦史（上尾支部）

広報事業部

高柳吉男	長沼健
菊地浩	遠藤義明
安澤利悦	酒井みどり
橋本敦史	島野幸
伊勢崎直人	吉澤寛
宮澤一晃	石井克樹

発行日 令和6年3月  
発行所 埼玉土地家屋調査士会  
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-14-1  
電話 (048)862-3173  
FAX (048)862-0916  
ホームページ <http://www.saitama-chosashi.org/>  
E-mail [office@saitama-chosashi.org](mailto:office@saitama-chosashi.org)  
発行人 高橋 修  
編集責任者 高柳 吉男  
広報事業部長 長沼 健  
制作 新日本法規出版株式会社

★処理手順や判断要素を可視化！  
適切な業務プロセス構築をサポート！

## 境界確認・ 紛争対応の手引

編集 境界確認・紛争対応研究会

代表 権田 光洋 (弁護士)  
内野 篤 (土地家屋調査士)

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁726頁  
定価11,000円(本体10,000円) 送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。



★難問を解決する方策を紹介！！

ケースでみる

## 境界確認の 困難要因と実務対応

すいせん 日本土地家屋調査士会連合会

共編 鈴木 泰介 (土地家屋調査士)  
内野 篤 (土地家屋調査士)

A5判・総頁282頁  
定価4,400円(本体4,000円) 送料410円

〔電子版〕  
定価3,960円(本体3,600円)



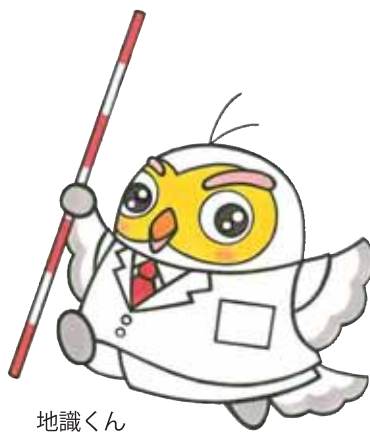
 新日本法規出版

 0120-089-339 (通話料無料)  
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail [kanto-eigyo@sn-hoki.co.jp](mailto:kanto-eigyo@sn-hoki.co.jp)





地識くん



## 埼玉土地家屋調査士会

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-14-1

電話 048-862-3173 FAX 048-862-0916

<http://www.saitama-chosashi.org/>

検索